

令和8年度生物科学研究所DNAシーケンサーシステム保守業務仕様書

1 目的

岡山県農林水産総合センター生物科学研究所（以下「生科研」）内に設置しているDNAシーケンサー等の良好な稼働状況を保つため、保守業務を実施する。

2 作業場所

生物科学研究所内 共通機器室

3 対象機器

次に掲げるライフテクノロジーズジャパン社製の機器とする。ただし、パソコン本体とプリンターは保守対象から除く。

- (1) DNAシーケンサー 3500 S/N: 26108-100
- (2) 各付属ソフトウェア

4 業務時間

- (1) 保守業務を行う業務時間は、原則、(2)を除く午前8時30分から午後5時15分までの時間帯とし、委託者の勤務及び研究に支障を来さないよう行うこと。
- (2) 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）

5 業務内容

- (1) 定期点検・・・年1回（メーカー指定の定期点検とする。）
- (2) 復旧作業・・・故障発生時随時

ただし、「DNAシーケンサー 3500 S/N: 26108-100」については、上記(1)のみ

6 費用区分

定期点検及び復旧作業に必要な費用（コンピューターを除く。）については、契約金額の中に含めること。ただし、定期点検に必要な試薬については、キャリブレーション試薬を除き、委託者で用意する。

7 業務対象外の範囲

次に掲げる各号については、この保守契約の中に含めないものとする。

- (1) 戦争などの非常な出来事や天災などの理由により生じた故障
- (2) 機器の移設、改造等
- (3) 委託者の故意または重大な過失により生じた故障
- (4) その他、受託者の責に帰すことのできない理由により生じた故障

## 8 作業報告書

受託者は、保守業務完了後、速やかに委託者へ作業内容を記した作業報告書を提出しなければならない。

## 9 その他

- (1) 保守作業中に、機器の故障が発生した場合、速やかに故障及び故障に関わる現象を委託者に連絡するものとする。
- (2) 受託者は、保守業務に際して、担当研究員及び契約担当者との連絡及び調整を密にするとともに、その指示に従うものとする。
- (3) 作業員の安全、衛生管理基準は、労働関係法規に定める基準によるものとする。
- (4) 保守作業に不備があった場合は、受託者の責任において機器を良好な状態に整備するものとする。
- (5) この仕様書に示されていない事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者、受託者双方の協議の上決定し、誠実にこれを行うものとする。